

堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市障害者自立支援協議会設置規約（平成19年3月29日制定）第3条に定める部会の運営について、本市の相談支援業務のあり方について当事者の声を聞くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障害種別を越えての障害当事者間の交流を深めることを目的に障害当事者部会（以下「部会」）の運営等に関することについて必要な事項を定める。

(組織)

第2条 この部会は、堺市障害者自立支援協議会（以下「市協議会」）の専門部会とする。

(構成及び選任)

第3条 部会は、障害当事者委員12名をもって構成する。ただし、障害当事者委員を補完及び支援する者を置くことができる。なお、堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年条例第8号）の観点から、女性の委員への参画について配慮するものとする。

2 委員の選任は、再任となる者を除いて、原則公募によるものとし、別に定める方法によって作成された障害当事者部会委員候補者名簿（以下「名簿」）の中から、堺市障害者自立支援協議会会長（以下「会長」）が選任する。

3 委員が欠けた場合にはその補欠委員を、名簿の中から会長が選任することができる。

4 会長は、選任にあたって、障害当事者部会の意見を必ず聞くこととする。

(役員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長1名

(2) 副部会長2名

(選出方法及び職務)

第5条 部会長は、委員の互選により選出する。

2 部会長は、部会を代表し、市協議会へ出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、各年度の2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も新たに役員が選出されるまで引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

3 会議の開催は、原則毎月1回とする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課に置く。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成20年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。